

ほかんてき ほ ご たいしょうしゃ かぞく
 補完的保護対象者とその家族のための

ていじゅうし え ん
 定住支援プログラム



こうざい ふくしきょういくざいだんなんみん じぎょうほんぶ
 (公財) アジア福祉教育財団難民事業本部 (RHQ)

はじめに

にほんせいふ ほうむだいじん ほかんてき ほ ご たいしょうしゃ にんてい かた かぞく にほんごきょういく せいかつ
 日本政府は、法務大臣から補完的保護対象者として認定された方やその家族のために、日本語教育、生活
 ていじゅうしえん むしょう おこな
 ガイダンスなどの定住支援プログラムを無償で行っています。

にほんご きそ にほん せいかつ やく た せいで しゅうかん にほんご べんきょう
 日本語の基礎、日本で生活するために役に立つ制度・習慣などを日本語で勉強することができます。

じゅこう あいだ せいかつしえん う ばあい じょうけん しんさ
 プログラムを受講している間は生活支援を受けられる場合があります(条件・審査あり)。

じゅこう きぼう ばあい ひつよう かた じゅぎょう しょう か だ
 オンラインでの受講を希望する場合、必要な方には授業で使用するパソコンなどを貸し出します。

ひるま たいめんじゅぎょう こども あず
 昼間コースの対面授業では子供を預けることができます。

ないよう プログラムの内容

1. 日本語教育 (572 授業時間(1 授業時間 = 45 分))

自立して生活するために必要な日本語のコミュニケーション能力 (読むこと、書くこと、聞くこと、話すこと(発表・やり取り))を伸ばすことができます。

定住支援プログラムの日本語教育は、「日本語教育の参照枠」()のA2からB1レベル相当の能力を身につけることを目標としています。入所時の日本語のレベルや学習の状況等によって到達レベル(A1～B1)は変わります。

「日本語教育の参照枠」: 全体的な尺度(抜粋)

じゅくたつ げんごしようしゃ 熟達した言語使用者	
C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解ことができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
じりつ げんごしようしゃ 自立した言語使用者	
B2	自分の専門分野の技術的な議論を含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやりとりができるくらい流ちょうかつ自然である。
B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
きそだんかい げんごしようしゃ 基礎段階の言語使用者	
A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

「日本語教育の参照枠」は、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みです。

2. 生活ガイダンス(120 授業時間(1 授業時間= 45分))

日本で生活するために役に立つ制度(医療、保険、年金、税金など)や習慣について、勉強することができます。

授業は、日本語教育と生活ガイダンスを組み合わせせたカリキュラムで行います。

学習の時間と時期

コース	授業形式	学習時間(2)	期間
ひるま 昼間コース はんとし (半年コース)	対面によるグループ学習(定住 支援センター(1)にて受講)又は オンラインによるグループ学習 (自宅にて受講)	月～金の毎日 9:30～15:50	4月～9月又は 10月～3月の 半年間
やかん 夜間コース ねん (1年コース)	オンラインによるグループ学習	月～金の毎日 18:30～20:55	4月～3月の 1年間

1 定住支援センターは首都圏等に設置する予定です。

2 学習時間は変わる場合もあります。

プログラムを受講できる人

補完的保護対象者として認定された方とその家族()。

ただし、これまでに定住支援プログラムを受講したことがある方などは受けられません。

その家族とは、日本に在留する外国人で日本での在留資格がある夫や妻、親、結婚していない子どもです。

せいかつひ せいかつ かね
1. **生活費**(生活のためのお金)

ひるま
昼間コース

おとな 1日 2,400円(6か月間)/ 子供 1日 1,200円(6か月間)

ただし世帯の中の2人目以降の大人は1,600円

やかん
夜間コース

おとな 1日 1,200円(1年間)/ 子供 1日 600円(1年間)

ただし世帯の中の2人目以降の大人は800円

いりょうひ びょうき とき かね
2. **医療費**(病気やけがをした時のお金)

プログラムを受講している間に病院などに支払った治療費および処方薬の実費を支援します。自由診療
予防接種などは除きます(高額な支払いが見込まれる場合は、事前にRHQ支援センターに相談してください)。

健康保険料は自分で払う必要があります。

じゅうきよひ す かね
3. **住居費**(住まいのためのお金)

プログラムの参加期間中に支給される住居費には上限があります。

せたいじんいん 世帯人員	ひるま 昼間コース	やかん 夜間コース
ひとり 1人	1か月40,000円まで	1か月20,000円まで
ふたり 2人	1か月50,000円まで	1か月25,000円まで
さんにん 3人	1か月55,000円まで	1か月27,500円まで
よにんいじょう 4人以上	1か月60,000円まで	1か月30,000円まで

家賃が住居費の上限より低い場合は、実際に支払った金額が支給されます。

家賃以外の諸経費は支払われません。

賃貸借契約書のコピー(家賃・入居者全員の氏名の明記)が必要です。

ていじゅうてあて ていじゅう じゅんび かね
4. 定住手当(定住の準備のためのお金)

ていじゅうしえん しゅうりょう とき かい
定住支援プログラムを修了した時に1回だけもらえます。

おとな さい えん 大人(16歳から)	156,900円
こども さい えん 子供(15歳まで)	78,450円

もうしこ ほうほうとう
申し込み方法等

ねん がつかいこう ていじゅうしえん もうしこ ほうほうとう い か
2024年4月開講の定住支援プログラムの申し込み方法等は以下のとおりです。

おうぼしゃ おお ばあい けんこう じょうたい きぼう じゅうこう ばあい
なお、応募者が多い場合や、健康の状態などによっては、希望のコースを受講できない場合もあります。

もうしこ といあわ さき
1. 申込み・問合せ先

こうえきざいだんほうじん ふくしきょういくざいだん なんみんじぎょうほんぶ
公益財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部(RHQ)

TEL: 0120-400-250

E-mail: rhq2024@rhq.gr.jp

Web: <http://www.rhq.gr.jp>

しよざいち とうきょうとみなとくみなみあざぶ
所在地: 東京都港区南麻布5 - 1 - 27



もうしこ きげん
2. 申込み期限

ねん がつ にち
2024年2月29日

てつづき なが
3. 手続の流れ

じょうき れんらく せつめい にほんご もうしこみしょ あんない
上記1に連絡(コース説明と日本語レベルのチェック、申込書の案内をします。)

こべつめんせつ もうしこみしょ ていしゆつ じょうき もうしこ きげん おこな ひつよう
個別面接・申込書の提出(ここまでを上記2の申込み期限までに行う必要があります。)

しんさ けつかつうち じゅうこう ばあい きぼう ひと よう たんまつ ゆうそう そうさせつめい
審査の結果通知(オンライン受講の場合で希望する人にはオンライン用の端末を郵送、操作説明)

がつ じゅうこうかいし
4月から受講開始

ウクライナ避難民の方へのお知らせ

【日本財団から生活費支援を受けている方へ】

日本財団の生活費支援を受けている方も定住支援プログラムを受講できます。

ただし、国から定住支援プログラムの生活費等の支援を受けた場合、日本財団の生活費支援は終了するので、日本財団の生活費支援を受けながら定住支援プログラムを受講したい方は、プログラム申込の際、国からの生活費等の支援を辞退することを選択してください。その場合、日本財団の生活費支援は継続して受けられます。

【国から生活費等の支援を受けている方へ】

現在、国からの生活費等の支援を受けているウクライナ避難民の方は、補完的保護対象者の認定を受けたとしても、生活費等をもらい始めた日から最長2年間、生活費等をもらうことができます。

ただし、ウクライナ避難民としての生活費と定住支援プログラムの生活費を両方同時にもらうことはできません。

【その他の団体から生活費支援を受けている方へ】

生活費支援を受けている団体へお問い合わせください。